

アセス法の改正予定と SEA(戦略アセス)への対応

環境研究部

道路環境研究室

室長 曾根 真理

研究官 山本 裕一郎

主任研究官 井上 隆司

部外研究員 安東 新吾



(キーワード) 環境影響評価法、戦略的環境アセスメント (SEA)、構想段階PI、事後調査

1. アセス法改正案

環境影響評価 (アセス) 法については、施行 (平成 11 年 6 月) 後 10 年を経て、附則 7 条に基づく見直しの議論が行われ、その結果が中央環境審議会から答申された (平成 22 年 2 月)。改正法案は、未だ国会審議中 (平成 23 年 2 月現在) だが、新たな対応が必要となる改正点は以下のとおりである。(図-1)

- ①戦略的環境アセスメント (SEA) の法制化
- ②事後調査報告書の作成、公表
- ③評価書等の電子縦覧
- ④方法書説明会の開催

このうち、②事後調査はアセス結果の事業への適切な反映、③電子縦覧及び④方法書説明会は住民の理解促進等を目的としたものである。

①SEAについて次に詳述する。

2. 構想段階PIの中でのSEAの実施と課題

SEAとは、従来の事業実施段階のアセス (EIA) に先立つ早い段階で、環境配慮の検討を行い、計画に反映させるものである。

道路事業を始めとする公共事業では、概ねの位置・構造等を定める段階 (構想段階) のPI (パブリック・インボルブメント) において、SEAに相当する取組が既に行われている。構想段階PIでは、環境面・社会面・経済面等の様々な観点を総合的に判断すること、住民・関係者と円滑なコミュニケーションを柔軟に実施すること等が重要である。

アセス法改正案のSEAでは、以上の公共事業の実態を踏まえ、総合的判断はせず環境面の評価のみを扱い、EIAと比べ限定された手続 (配慮書の作成等) のみ義務化された。しかしながら、構想段階PIの中で法定のSEAを実施するには、以下の課題が残されている。

- (1) PIのプロセスは事業ごとに様々であり、どこで法定のSEA手続を実施するか。
- (2) PIは任意のプロセスのままであり、法定のSEAによる環境面の突出等をどう回避するか。
- (3) 配慮書の具体的作成方法。
- (4) SEAが生物多様性保全の観点から必要性が主張されてきた経緯を鑑み、構想段階で自然環境を如何に配慮するか。(P. 90 参照)

3. 今後のスケジュール

改正アセス法は、成立後、1 年後に全事業種共通の技術的指針 (基本的事項)、1 年半後に事業種ごとの技術的指針 (主務省令) が示され、2 年後に完全施行となる。国総研では、前述の課題等の検討を進め、「道路環境影響評価の技術手法 (以下参照)」の改定を行ってまいりたい。

<http://www.nilim.go.jp/lab/dcg/introduction/kadai5/kadai5.htm>

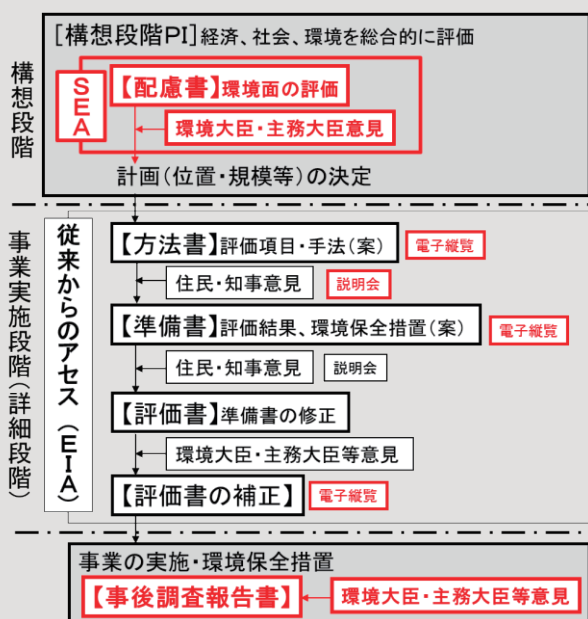


図-1 アセス法改正後のフロー (赤字: 追加)